

## 所在検索サービス・情報分析サービス等に関する論点 及び第 3 回ワーキングチームにおける議論の概要

本資料は、本ワーキングチームで優先的に検討することとしたニーズのうち所在検索サービス・情報分析サービスについて、権利制限の正当化根拠の有無や内容、及びそれが妥当する範囲（すなわち権利者の利益が不当に害することとはならない範囲）に関し、制度設計の前段階の作業として、実質的な内容面の検討を行うことを目的として論点を整理したものに前回ワーキングチームの議論の概要を追記したものである。

仮に権利制限規定による対応を是とする場合に具体的にどのような制度設計を採用するかについては、本論点に係る検討結果に加え、作業部会における「権利制限規定の柔軟性の及ぼす効果及び影響等に関する」検討結果等も踏まえ、本ワーキングチームにおいて検討することを想定している。

### <Ⅰ データベースへの著作物の収集行為等について>

所在検索や情報分析等のために著作物をデータベースに収集・整理する行為（システムのバックエンドにおける複製等）自体は、当該著作物の表現の知覚を通じてこれを享受することの用に供するための利用とは認められないことから、原則として権利者の利益を害することとはならないものと考えて良いのではないかと。なお、このような考え方の妥当性については、平成 23 年の著作権分科会報告書等においても確認されている。

### <Ⅱ 所在検索又は情報分析の結果提供の際に行われる著作物の表示について>

#### 【論点 1】権利制限の正当化根拠について

所在検索や情報分析の結果提供の際に著作物を表示する行為に権利制限の正当化根拠が認められるか否かについては、これまでのワーキングチームの議論においても概ね肯定的な意見が示されているところである。こうした議論について、過去の著作権分科会での議論（や米国の関係判例の考え方）も踏まえ、更に詳細に整理を行うこととした場合、以下のようなことが言えるのではないかと。

#### 【第 3 回ワーキングチームにおいて示した整理案（たたき台）】

所在検索サービス、情報分析サービスにおける結果提供の際に行われる著作物の表示行為については、以下の点を総合的に勘案すれば、各サービスの社会的意義と権利者の正当な利益に及び得る不利益の比較衡量から、権利制限の正当化根拠が基本的に肯定できるものと考えられる。

#### <所在検索サービス・情報分析サービスに共通する事項>

- 所在検索サービスは大量の情報が溢れる情報化社会において知へのアクセス（「道しるべ」）を提供するものであるという点、情報分析サービスはビッグデータから所定の目的に対応した分析結果を提供するものであるという点で、いずれも電子計算機による情報処理によって社会に新たな知見や情報をもたらすという付加価値を創出するという点で社会的意義が認められる。
- また、当該サービスの主たる目的は新たな知見や情報をもたらすことであり、結果提供の際に行われる著作物の表示は、サービスの目的達成のために付随的に行われる著作物の部分的利用にとどまるものである。このような利用の目的や態様に照らせば、当該利用行為は、著作権者が当該著作物を通じて対価の獲得を期待している本来的市場に影響を与えることは基本的には想定されないものと評価できる。

- もっとも、結果提供に付随して行われる著作物の部分的利用等であっても、権利者に一定の不利益が生じうる可能性は否定できないが、このような利用が非本来的市場に係るものであり、サービスに付随して提供される著作物の範囲が軽微なものにとどまるのであれば、基本的には不利益の度合は小さなものととどまる。
- 加えて、これらのサービスが提供する知見や情報の質を高めるためには、より膨大な著作物を利用することが必要となり、契約による対応は現実的に困難となる。

<所在検索サービスに関する事項>

- 所在検索サービスについては、一般公衆に提供又は提示されている著作物について、当該著作物の著作権者は、当該著作物の購入の増加等を図るため、多くの場合、当該著作物の存在や所在等をできるだけ多くの消費者に知らしめたいとの意図があるものと推認され、そのような場合については、所在検索サービスに伴う検索結果の提供は、権利者の利益に合致する側面も有するものと評価できる。

【第3回ワーキングチームにおける議論の概要】

本論点については、たたき台として示した正当化根拠の整理案の考え方に賛同する趣旨の意見が複数出された。

<整理案の考え方について肯定的に捉える意見>

- > 所在検索サービスや情報分析サービスは、電子計算機による情報処理によって社会に新たな知見や情報をもたらすという付加価値を生む点で公益性が認められるため、著作権者に及ぶ不利益が軽微なものにとどまるのであれば、公益を優先させて結果表示の際の著作物の利用をある程度許容する、との趣旨は理解できる。また、大量の著作物を扱う場合一般的には契約による処理が困難であるという点も権利制限規定の適用を認めるべき根拠となる。
- > 著作物の所在や情報解析の結果の提供といった公益性のあるサービスのために必要な付随的な著作物の表示も認められるべきであり、その表示が原著作物の享受と代替するようなものにならないよう安全弁を用意することにより、権利制限を正当化するという整理に異論はない。
- > 例えば検索エンジンでは、URLだけでは利用者が実際にアクセスして中身を見ないと有益な情報か否かを判断できないので、URLプラス一定の情報提供をすることによって検索の価値を高めることができる。このような限度で著作物の表示を伴うことは、その種のサービスの公益性や正当性と相まって、一定の限度で認められるべきだが、それに伴う著作権者の不利益等とのバランスを図る必要がある。このような「整理案（たたき台）」の大枠は、理論的に見ても正当である。

<その他の意見>

- > 「所在検索サービス・情報分析サービス」という言葉は、大量の著作物等を収集処理することで社会に新しい知見や情報をもたらす、という共通の特徴を持ったものの総体を表すものと理解している。
- > サービスの公益性を追求しすぎると、これらのサービスも全て非営利でなければならないという議論にもつながり、趣旨から遠くなる。「整理案（たたき台）」で示されているような、社会的意義があるという意味の公益であれば納得でき、アメリカとも整合する。

- 収集段階におけるバックエンドの複製は問題がないと整理されたが、アメリカの判例等と比較すると、バックエンドにおける複製についてセキュリティ技術で守られていることも附带的な正当化理由として挙げられていることは視野に入れる必要があるのではないか。
- 「整理案（たたき台）」では、所在検索サービスについては権利者の意思の推認という正当化根拠もあるとされているが、情報解析サービスでも、例えば人工知能が根拠となる文献を示しつつアドバイスをするというサービスにおいて、その著作物の原典を当たってみたいという人が出てくれば著作者にとって有益であり、意思の推定があると言える。自分の著作物が利用される機会を高めるという限りにおいて権利者の意思推定が働くのであり、両サービスは程度の差はあれ共通する面もあるのではないか。したがって、権利者の意思の推認の有無という観点で2つのサービスの間に線を引き、それぞれの正当化根拠において差異があると捉えるよりは、具体的な論点で考慮する際の要素の1つとして考慮できるような枠組みになっていれば良いのではないか。

#### 【ニーズ提出者からの意見】

- ・ 検索サービスは無数に存在する情報の中から求める情報の所在を容易に探索できる手段を人々に提供することには意義がある。また、分析、解析技術の発展は著しく、無数に存在する情報を用いて、適切な検索結果を情報の所在とともに提供するサービスが今後さらに発展すると考えられる。
- ・ 著作物の利用は、軽微であり、著作物の視聴のために著作物を提示したり提供したりするわけではないため、権利者のビジネスへの影響の程度は低いと考えられる（結果の提供は、サムネイルやスニペット等、著作物の所在情報を知らせるために必要な範囲でのみ行われる。）。
- ・ 公衆がアクセス可能な情報の「所在」を検索結果として表示（たとえば、検索キーワードが掲載されている書籍のタイトルや作家名を表示する等）するため、権利者のコンテンツが知られる機会を提供し、コンテンツの認知度が増す等のメリットが権利者に生ずる。

（以上、ヤフー株式会社）

## 【論点2】権利者に及び得る不利益への配慮について

仮に上記のように基本的に所在検索サービス・情報分析サービスの正当化根拠が認められるとしても、サービスの内容や著作物の利用対象等によっては、権利者に不当な不利益を及ぼす可能性もあるのではないかと。特に以下のような点についてどのように考えるべきか。

### 論点2-1) サービスの提供態様に応じた権利者の本来的市場への影響について

- 論点1の整理案で述べたように、権利制限の正当化根拠を構成する要素の一つに、本来的市場との競合性の小ささ、つまり、著作物の利用が、社会的意義の認められる他の主たる目的に付随して行われるものであることを挙げる場合、「主従」の境界をどのように考えるべきかが問題となる。所在検索サービスを例にとると、①所在情報提供サービスに付随して著作物の提供が行われていると評価すべきものと、②著作物の一部分の提供サービスに付随して所在情報（出所等）も併せて提示されていると評価すべきものとの区別をどのように行うべきか。
- この点、例えば、当該サービスの利用者が、結果として表示される著作物について一定程度意図的に選択できるようなサービスの場合は、評価は①より②に近づくのではないかと。

#### 【参考】

- ・ TVEyes 事件地裁判決では、キーワード検索機能は変容的利用であるとされフェアユースが認定されたが、日時検索機能はフェアユースとは認定されなかった。その理由は、同機能は著作物の探索手段であるというよりは何を入手したいのかを既に知っている利用者に対してコンテンツを提供する手段であるとし、それほど変容的ではないとされたことによる（さらに、同判決では、利用者が仮にある日の番組の前半部分を見たい、という場合に、なぜその利用者が番組を収録したDVDの購入を要求されるべきでないのか理由が見いだせない、と指摘している。）。

### 【第3回ワーキングチームにおける議論の概要】

権利者の本来的市場への影響に関する判断は、前回の議論では、以下のように、主従関係や検索方法などの固定的な基準によるのではなく、新たな知見を社会にもたらす付加価値を創出するサービスの目的上正当性な範囲であるか（言い換えればコンテンツの提供そのものを目的とするサービスと評価できるものではないか）という基準で、サービスの提供態様や利用者の著作物の利用態様を見て総合的に判断すべきとの意見が複数出された。

- この論点は、主従関係の問題と捉えて主従の境界を検討するよりも、新たな知見を社会にもたらす付加価値を創出するサービスであるという目的の正当性の問題ではないか。仮に日付検索サービスが、付加価値の創出という目的ではなく、放送番組を見たい人に視聴の機会を提供することを目的とするものであると評価されるのであれば、正当化根拠にいう目的の正当性が無いと判断されるのではないかと。
- この論点については、サービスが提供する機能ではなくて、そのサービスがどのような目的で使われるのかという観点から総合的に評価せざるを得ないと考える。主従関係という論点についても、あくまで使われ方との関係の中で主・従を考える必要があり、ある程度幅を持った要件・要素として検討しなければならないのではないかと。
- 米国の判例法理でいう「変容的利用」については、サービスの目的に加え、結果として利用者の利用態様が著作物を享受する市場と直接に競合し、著作権者のマーケットを奪うこととなるか否か、という観点でも変容目的の有無を判断しているのではないかと。

- [TVEyes事件地裁判決では日時検索機能がフェアユースと認定されなかったことに関し、米国の] 裁判官は、日時検索機能であれば直ちに権利の制限を認めるべきではないというよりは、日時検索は特定のコンテンツを狙って視聴するという濫用的な使い方も可能であるという点を考慮したのではないか。しかし、特定の日付の番組を視聴したいというニーズに一切応えてはいけないということになると利便性が大変衰えるので、カテゴリカルに考えるのではなく、実態を踏まえた考慮が重要ではないか。
- [TVEyesの] 日時検索機能を使ってある番組を10分間見たいというニーズは、基本的に番組を見たいというニーズ以外の何ものでもない。他方、キーワード検索機能に関しては、あるキーワードが10分間の間にどのような文脈で何回使われたのかを見たいというニーズを満たすものであり、同じ10分間の視聴でも目的・関心が全く違う。したがって、視聴できる時間が例えば1、2秒間であれば、違った判断が出ていたかもしれず、基本的には事案に影響されているのではないか。

## 論点2-2) 表示される著作物の質的・量的な程度について

- 各サービスにおいて結果提供の際に行われる著作物の表示の質的・量的な程度と権利者に及び得る不利益との関係について、どのように考えるか。以下の例のように一定の軽微な範囲を超える場合、権利者の利益を不当に害することとなる可能性があるのではないか。

＜想定される例＞

- ・ 辞書・辞典の各項目や俳句等の著作物の全部表示
- ・ 写真・絵画の精細な画像の表示
- ・ 言語の著作物や映像の、短い一部分を超える表示

【参考】

- ・ Google Booksサービスでは、ユーザーに対して表示される検索結果に表示されるのは通常1ページの8分の1であり、書籍全体のうち10%の領域は予め表示対象から除外されている。また、辞書、レシピ、俳句のような短文詩は表示対象から除外される。

### 【第3回ワーキングチームにおける議論の概要】

本論点については、①軽微であることを一律に求めるべきではないとの意見、②質的・量的な程度を一つの要件と考える必要があるとの意見、③予測可能性と使い勝手のバランスに配慮すべきとの意見等が示された。

(① 軽微であることを一律に求めるべきではないとの意見)

- 所在検索や分析サービスの正当な目的のために非本来的で付随的に使われれば多くは軽微になるが、絶対的に軽微でなければならないというものでもないとする。軽微でなければならないとすると権利制限の範囲がかなり狭くなる可能性がある。軽微であることも考慮要素の一つとして、他の要素とのバランスの中で判断すれば良いのではないか。
- 現行第47条の6にも軽微性は求められていないが「必要と認められる限度」を超えて表示することを許さないことによって対応できている。インターネット上の検索エンジン以外の所在検索サービスについても検索結果の提供は様々なものとなるので、一律に「軽微」性の要件を設けたり新たな具体的基準を設けたりすると、硬直的になり過ぎてしまいかねない。

(② 軽微でないものを除外することに肯定的な意見)

- 軽微でない利用は権利者に対する不利益が大きく認めるべきではないという理解が前提になっているのであるから、軽微性は要件として残しておく必要があるのではないか。軽微性は物理的に決まるのではなく価値的・相対的概念だが、これを総合考量の一要素にしてしまうと規定の適用の有無が不明確となって活用されなくなってしまうので、利用者のためにもある程度明確なルールとする方がよい。
- 論点2-1の趣旨が目的から照らして不可避であったり、必要にして十分な程度であればやむを得ないということだとすると、論点2-2は、その上で、やはり質的・量的な部分は無視できないという趣旨であると考えられる。少なくとも全部表示することは認められないといった一線を保つべきであるという意味で、質的・量的な程度の要素を要件として何らかの形で残すということはある。

(③ 予測可能性と使い勝手のバランスに配慮すべきとの意見)

- ここで示されている全ての論点はある意味では最終的な総合考量であるので、それぞれ独立して考えるのも難しいと思う。例えば論点の2-2と2-3は連動すると思う。過度に総合考量に流れるのは予測可能性を害するが、他方で精緻に要件を設けると使い勝手が悪くなるという点について、法文を作る際に配慮してほしい。

(④ 軽微性の判断に関する意見)

- 軽微性を価値的な概念だとすると、様々な取引の事情においてどの程度利用すれば著作権者に不利益が及ぶのかは当然違ってくるため、軽微性の判断は、2-3で示されているような著作物の種類ごとの特性や個別事情を踏まえた総合考量によることとなるのではないか。例えば、映画の中の極めて短い数分の表示であっても、映画全編を見たのに近い満足度を利用者に与え、著作権者の本来的なマーケットを奪ってしまうような場合は、軽微でないということになる。
- 軽微性は、物理的に「何行」などと決まるのではなく価値的・相対的概念。例えば、俳句の場合は1行でも軽微ではない。

**【更にご議論いただきたい事項】**

- 論点1における整理では、権利制限の正当化根拠を構成する要素の一つとして、サービスに付随して提供される著作物の範囲が軽微なものにとどまるものであれば、基本的には権利者に与える不利益の度合いは小さなものとどまる、ということを挙げている。このような考え方を前提とし、かつ軽微性を価値的な概念と捉える場合、軽微な範囲を超える利用を権利制限の対象とすべき場面として、どのようなものが考えられるか。

**【ニーズ提出者からの意見】**

- ・ 著作物の利用は、軽微であり、著作物の視聴のために著作物を提示したり提供したりするわけではないため、権利者のビジネスへの影響の程度は低いと考えられる（結果の提供は、サムネイルやスニペット等、著作物の所在情報を知らせるために必要な範囲でのみ行われる。）。【ヤフー株式会社】

**【その他関係団体からの意見】**

- ・ 所在検索サービスや分析サービスの結果表示としての部分利用を全否定するものではないが、例えば辞書・辞典の一項目や俳句・短歌等であれば、数行程度の表示であっても検索結果の表示により著作物の正規の利用を阻害するおそれがある。【（一社）日本書籍出版協会】

## 論点2-3) 著作物の種類ごとの特性や個別事情等に応じた不利益について

- 各サービスにおいて結果提供の際に行われる著作物の表示が軽微なものにとどまる場合であっても、著作物の種類ごとの特性や、個別の事情等（ビジネス戦略等）によって権利者に及び得る不利益は異なりうると考えられるところ、特に権利者の不利益への配慮が必要な場合としては、どのような場合が考えられるか。例えば以下のような例については、表示される著作物の選択が一定程度可能であるか否かを含め、サービスの内容次第では、権利者の利益を不当に害することとなる場合もあるのではないかと考えられる。

＜想定される例＞

- ・映画、小説等の「核心部分」の表示
- ・購入者以外には部分的・軽微なものを含めその中身を一切見せないことによって購入意欲をかき立て、収益の最大化を図るという戦略の下で販売されている著作物を表示する行為（例：一定のアイドルの写真集）
- ・映画やレコードの概要を紹介する目的で、正規の映画のダイジェスト版（トレーラー）や正規のレコードのサンプル版とは異なる部分を切り出して提供する行為

### 【第3回ワーキングチームにおける議論の概要】

本論点に関しては、以下のように、核心部分の表示等が場合によっては権利者の利益を不当に害することとなる場合もあることを前提としつつも、一律の具体的な基準を設けるのではなく、事案に応じて権利者の本来的市場への不利益の度合いを勘案して対応がなされるべき旨の意見が複数示された。

- 軽微性を価値的な概念だとすると、様々な取引の事情においてどの程度利用すれば著作権者に不利益が及ぶのかは当然違ってくるため、軽微性の判断は、2-3で示されているような著作物の種類ごとの特性や個別事情を踏まえた総合考量によることとなるのではないかと考えられる。例えば、映画の中の極めて短い数分の表示であっても、映画全編を見たのに近い満足度を利用者に与え、著作権者の本来的なマーケットを奪ってしまうような場合は、軽微でないということになる。結局、著作権者が提供している著作物全体の市場に対してどれだけダメージを与えるのかというところが問題になるのであって、一部分を見ることで全体は見なくて良いということがかなりの頻度で起こるようなタイプのサービスは、基本的には権利制限の対象とすることには慎重であるべきである。
- 核心部分を見えないようにするためには誰かがその作品を享受しなければならず、機械的に処理するのは無理であるので、やはり目的との関係で考えざるを得ないのではないかと考えられる。 核心部分ばかり見せるのは本来の目的として非本来的市場を狙ったものではなく、むしろ代替物の提供行為と評価することになるだろうが、核心部分を表示することを一律に認めないとするのは適当でない。 なお、米国のフェアユースに関する指導的判決であるCampbell判決は、音楽の核心的な部分であるサビの部分のパロディーを容認している。
- 小説の核心部分が表示されてしまっただけでは困るといった懸念については、権利制限の対象を「検索及びその結果の提供を行うために必要と認められる限度」に限定することによってクリアできるのではないかと考えられる。 一律に新たな具体的な基準を設けたりすると、硬直的になり過ぎてしまいかねない。



【関係団体からの意見】

- ・ 著作物にとって重要な部分が表示されることによって、著作物の正規の利用を阻害する危険が生じる可能性がある。出版業においてはライセンス契約に基づき「立ち読みサービス」が現に行われているところ、そこではそれぞれのコンテンツの内容に応じて表示する部分の調整を行うことで、コンテンツ本体の利用に悪影響を及ぼさないようにしている。【（一社）日本書籍出版協会】
- ・ 映画やアニメに関しては、作品の核心となる部分が開示されてしまうと、いわゆる「ネタバレ」となり、作品の市場価値が破壊されてしまうことから、映画等の製作者の管理の及ばない一部利用に関しては基本的に認められない。【（一社）日本映画製作者連盟】
- ・ CDショップのオンラインサイト等において導入されている音源試聴サービスは、オンラインショップの運営者がレコード会社と直接・間接にライセンス契約を締結した上でCDのジャケット写真を掲示するとともに、レコード会社の意思に基づき短く編集・用意された視聴用音源サーバーへのアクセスを誘導することによりサービスを提供している。【（一社）日本レコード協会】

## 論点2-4) 権利者による利用廃絶の意思が明らかにされている場合について

### 【第3回ワーキングチームにおける論点】

- 所在検索サービスについて、著作物の存在や所在等をできるだけ多くの消費者に知らしめたいという権利者の意思の推認を正当化根拠と考えるとした場合、(インターネット検索サービスに係る取扱いも踏まえれば、) 利用の廃絶の意思を明らかにしている権利者に対して、一定の配慮を行うことが必要と考えるがどうか。

#### 【参考】

- ・ インターネット検索エンジンサービスを念頭においた法第47条の6では、ID・パスワード等により受信者の制限のあるウェブサイトの情報については権利制限の対象外とされている。
- ・ また、無償で公開されているものであっても、一定の方法により収集を禁止する旨の表示が付されているサイトについては権利制限の対象外とされている。このような取扱いをする理由について、平成21年1月著作権分科会報告書は、権利者や著作物等をめぐる個別の事情により権利者の利益に悪影響が及ぼされるおそれがある場合について、対応を講ずるべきであるとしている。

### 【第3回ワーキングチームにおける議論の概要】

本論点については、権利者の意思を考慮要素として重要としつつも、その具体化に当たっては工夫が必要とする意見のほか、一律にオプトアウトを認めることに對し消極的な意見があった。

- 著作権法第47条の6は利用の廃絶の意思を配慮した規定となっているし、今回権利制限の対象となる著作物の範囲を広げる以上、権利者の意思は考慮要素として重要と考える。しかし、色々なサービスや技術を想定すると、インターネット検索エンジンサービスのように一つの方法では難しく、何らかの工夫が必要であり、具体化するの是非常に難しい部分があるということは留意する必要がある。
- 利用の廃絶の意思に例えば単なる無断複製禁止とか無断転載禁止といったものも広く含むという意味だとすると、相当対象が狭まって使い勝手が悪いものになってしまうのではないか。
- 所在検索サービスと分析サービスに権利者の意思の推認が認められるかは程度問題である。両サービスの間に線を引き、それぞれの正当化根拠において差異があると捉えるよりは、具体的な論点で考慮する際の要素の1つとして考慮できるような枠組みになっていれば良いのではないか。例えば意思推定があるから必ずオプトアウトを認めなければならないといった規定の整備を行うと、かえって窮屈になるのではないか。

### 【更に御議論いただきたい事項】

- 利用廃絶の意思を尊重すべき場合の有無についてどう考えるか。尊重すべき場合があるとした場合、権利制限の趣旨を踏まえ、どのような方法による意思表示を対象とすべきか。

## 論点2-5) 市場が形成されている場合について

- 各サービスにおいて結果提供の際に行われる著作物の表示に関し、これに対応する市場が形成されている場合に権利者に及び得る不利益について、どのように評価すべきか。

### 【参考】

- ・ 評判分析サービスを実施している事業者からは、ブログやSNSサービスのデータなど一定のものについては、当該サービスに用いるデータのライセンスが権利者から提供されており、ライセンスを得て事業を実施していること及び、当該データを利用する企業に対する卸業も実施している旨の報告があった。【著作権分科会著作物等の保護と利用・流通に関する小委員会（平成26年第7回）におけるホットリンク社の発表】

### 【第3回ワーキングチームにおける議論の概要】

本論点については、権利者から許諾を得て独占的にサービスを提供していた事業者が、権利制限規定の創設により市場を独占できなくなることは不利益として考慮すべきではないという意見や、権利制限により利用できる範囲を超えた著作物の利用を許諾することで権利者はライセンスビジネスを継続することも可能であると考えられ、その点にも注意して議論する必要がある、といった意見が示された。

- 権利者から許諾を受けて情報分析サービスを提供している者には市場先行の利益が発生するが、他の競合するサービス提供者が出現によりその独占的利益が制限されることになったとしても、それは当然の結果であり、不利益としてカウントするのはおかしいと考える。
- 権利制限で認められる軽微な範囲を超えた利用を認めるような高い利便性のあるライセンスが提供されている場合もあるのではないかと。そのような場合、仮に権利制限規定が整備されても、軽微な範囲を超える利用についてライセンスを継続することは可能であると考えられ、そうした点にも注意して議論する必要がある。

### 【更に御議論いただきたい事項】

- 論点1の整理案においては、権利制限の正当化根拠を構成する要素の一つとして契約による対応困難性を挙げたが、仮にサービスの実施に必要な著作物の相当部分についてライセンス環境が整っている場合においても、権利制限によりサービスを実現することは正当化されるべきか。それとも、一定の場合にはライセンスを受けてサービスを実現すべき場合もあると考えるべきか。

### 【関係団体からの意見】

- ・ CDショップのオンラインサイト等において導入されている音源試聴サービスは、オンラインショップの運営者がレコード会社と直接・間接にライセンス契約を締結した上でCDのジャケット写真を掲示するとともに、レコード会社の意思に基づき短く編集・用意された視聴用音源サーバーへのアクセスを誘導することによりサービスを提供している。【(一社)日本レコード協会】(再掲)
- ・ 文芸作品の部分利用については、学校教育用の教材において作品の一節の掲載を許諾している例や電子書籍の配信事業における立ち読みサービスなどがある。【(公社)日本文藝家協会】

以上